

届出や請求手続きなど

出生届

生まれた日を含めて14日以内に父母の本籍地か住所地、子どもの出生地のいずれかの市町村窓口届け出てください。(必須)

【問合せ先】 市民課 戸籍住民グループ ☎ 84-5003 MAP-2

☑ 持ち物チェック!

- | | |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 届出人本人確認書類 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 |
| <input type="checkbox"/> 出生届(右側の出生証明書に記載のあるもの) | |

児童手当など

● 児童手当の認定請求・額改定請求

出生の翌日から15日以内に手続きをしてください。遅れると手当をもらえない月が生じる可能性があります。※公務員の方は職場で手続きをしてください。

● 子どもの医療費助成制度申請

中学校卒業までの医療費の自己負担分を助成します。出生から1か月以内に手続きをしてください。

● 子どもの出生祝金

3人目以降の子どもの出生時に祝金として3万円をお贈りしています。

● 障害年金加算申請

該当の方は、申請をしてください。

【問合せ先】 市民課 医療年金グループ ☎ 84-5005 MAP-2

● 国民健康保険の加入

国民健康保険に加入される場合は、出生後14日以内に手続きをしてください。

【問合せ先】 市民課 国民健康保険グループ ☎ 84-5006 MAP-2

☑ 持ち物チェック!

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 届出人本人確認書類 | <input type="checkbox"/> 健康保険証(父母) |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの(父母) | <input type="checkbox"/> 通帳(父母) |
| <input type="checkbox"/> 印鑑 | <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(該当者のみ) |

※所得・課税証明書が必要な場合があります。